

細川家書札抄

— その成立 —

細川家書札抄は六十七項にわたって、武家の書札に関する事項（このうち七項は単に室町幕府の役職とその人名を列挙する）を、一部分は問答形式により述べたもので、武家用書札礼の一つである。

群書類従所収本によれば、この書には奥書に類したものがなく、また書名も便宜的につけた呼称と思われる。したがって執筆者が誰であるかは不明であり、成立年代もわからない。おそらく細川家の一族の誰かによって書かれたものであろうが、いつごろ何人の手による著作であるか、いっさい詳らかでない。

しかし本文記載の事項を精査すれば、執筆者はどの細川家の何者であるか、またその成立年代はいつごろかが、ある程度推定されるようである。

真 下 三 郎

一

まず本書成立の時期である。本書は室町幕府の高官の氏名をその役職とともに挙げているのが特色であるが、その役職は御相伴衆・困持衆・御供衆・番頭衆・申次・御走衆・右筆方などである。そのうちの右筆方は次の三名となっている。

飯尾美濃守 布施下野守 斎藤遠江入道

このうち前二者は名を欠いているため、いつ誰の美濃守・下野守であるか明らかでないが、最後の斎藤遠江入道は特定の人物であるから、この人から成立年代の大体の見当がつく。

斎藤遠江入道の俗名は斎藤基恒で、「斎藤基恒日記」の筆者であ

る。この日記に次の記事がある。

文安四年丁卯六月

一、基恒落髮、法名玄良

基恒の名の肩に「遠江」と小書してあるところから、右筆方の斎藤遠江入道と同一人と考えてもよい。基恒は法鉢となつてのちも「玄良」あるいは「遠江入道」の名によって、幕府の要職に就いていたことはその日記にも明記するところである。すなわち文安六年四月以降、政所執事方、一方内談衆、政所式評定衆などを歴任している。

基恒日記には、その子息の斎藤親基が父基恒の生涯の官途を「基世（基恒のこと）奉公次第」として記載しているが、それによれば遠江入道玄良は前記の役職を経たあとに勤めた大神宮開闢を長禄三年五月十五日御免となつた後は公職に就かなかつたらしく、その後文明三年三月十九日に七十八才の高齢で没している。

この「奉公次第」には、玄良がいつごろ右筆方を勤めたか記載されていないから、本書の成立年代をそれから直接導き出すことはできない。しかし本書に「右筆方」として斎藤遠江入道の名が明記されていることは、本書の成立を、彼が五十四才で落髮した文安四年六月以降と見ることができよう。そして大神宮開闢を最後の公職とすれば、その御役御免の長禄三年五月が成立の下限となり、本書成

立を一応その間の十二年内に治定することができるのである。

しかもこの上限と下限とは、やはり本書に記載されている別の事項によって確かめることができる。それは「御相伴衆」の項で、そこには次のように書かれている。

御相伴衆

管領右京大夫殿御印 治部大輔氏時 一色左京大夫殿 山名左衛門督入

道殿金吾殿御印 畠山左衛門佐殿御印 大夫

右のうち「管領」の下に「右京大夫殿御事」と注しているが、右京大夫は右京の政務を統べる長官の事で、室町時代では、細川氏一門の長で、本家の当主である者が代々この職にあつたから、右京大夫は細川氏本家の当主を表わしている。したがつて本書は、細川氏が管領である時に著わされたことになる。

室町時代末ごろまでに、細川氏が管領となつたのは次のとおりである。（「將軍記」による）

明德二年四月 細川頼元

応永十九年三月 細川満元

永享四年十月 細川持之

文安二年三月 細川勝元

享徳元年十一月

応仁二年七月

文明十八年七月 細川政元

長享元年八月

延徳二年七月

明応三年十二月

永正五年

大永五年四月

天文五年九月

天文二十一年二月

細川高國

細川頼國

細川晴元

細川氏綱

これらのうち、前記齋藤遠江入道によって推定された期間、すなわち文安四年六月以降長祿三年五月までの間に、細川氏の右京大夫家で管領となった人を探せば、ただ一人しかいない。それは細川勝元である。

細川勝元は文安二年二月管領となり、同六年すなわち宝徳元年十月五日畠山基國と交替し、その二年後すなわち享徳元年十一月再び管領となり、約十一年間在職して寛正五年九月畠山政長と交替しているから、前記の本書成立の上限と下限との間に、管領在職時が重なることになるのである。

さらにこの上限と下限とは、他の人名を発見することによって短縮させることができる。本書には「御前奉行勲衆」として、次の十九名が挙げられている。

松田丹後守秀興 飯尾美濃守貞有

清和泉守貞秀 飯尾大和守口元

飯尾加賀守為信 布施下野守英基

布施但馬入道退秀 清□備中守秀数

齋藤上野介豊基 飯尾近江守□任

清民部大夫元定 飯尾三郎左衛門尉為修

松田豊前守貞康 諏訪左近将監貞通

松田対馬守敦秀 飯尾彦左衛門尉清房

中沢掃部大夫之綱 飯尾与三左衛門尉為規

松田八郎左衛門尉長秀

これによれば奉行筆頭は歌人として有名であった松田秀興であるが、以下の人々もいずれも年少気鋭、有為才幹の武家で、後年重要な官職に昇任している。たとえば布施英基・松田敦秀・清貞秀・諏訪貞通らは文明六年以後、相次いで政所執事代となり、飯尾貞有・清元定・松田貞康・飯尾為修らは文明以後侍所開闔となっているといった類いである。

これらの人々のうち、飯尾美濃守貞有は長く兵衛尉であったが、これが御前奉行に仲間入りしたのは、「齋藤基恒日記」によれば康正元年十二月であった。

康正元乙亥年十二月廿九日

一、各御太刀進上也、飯尾弥六兵衛尉貞有、布施民部丞為基、兩人被召加御前衆、

したがって本書成立の上限は、飯尾貞有が御前奉行になった康正元年十二月二十九日に繰下げられよう。

さらにまた清和泉守貞秀は長く左衛門尉であって、右筆・奏事等を勤めていたが、同じく「基恒日記」によれば、康正二年十二月十二日に和泉守に任官している。

康正二丙子年十二月十二日

一、清八左貞秀、任和泉守、

これによれば上限はさらに縮まって、清貞秀の和泉守が誕生した康正二年十二月十二日となる。

以上によって、本書成立は次の八年間ということができる。

康正二年十二月（清八左貞秀任和泉守）

長祿元年・二年・三年

寛正元年・二年・三年・四年・五年

寛正五年九月（細川勝元管領辞任）

かくて本書成立年代を概説すれば、長祿・寛正の間にあるといつてよい。

ただし右のように推定しても、ここに一つの疑問がある。同じ「御前奉行敷衆」の中に斎藤上野介豊基がいるが、彼も清貞秀の和泉守

任官と同じ年月日の康正二年十二月十二日に「任兵衛尉」となっている（基恒日記）から、清貞秀を和泉守と書くなら、斎藤豊基も同じく「斎藤兵衛尉豊基」としなければならぬのである。しかし相変わらず旧官名の「上野介」として記載されている。この点の解明はいささか困難である。あるいは「細川家書札抄」を書いた者が、清貞秀の任官を知っていて、斎藤豊基の任官を知らなかったのかも知れない。さすれば本書は、兩名任官の康正二年十二月を去ることあまり隔たりのない時期、たとえばその翌年の長祿初年ごろに著わされたと考えてよいのかも知れない。

これにもし、先の斎藤遠江入道が長祿三年五月十五日大神宮開園御免となったことを、すべての公職から引退したことから、これと合せ考えれば、右の長祿初年説はにわかには有力となってくるのである。

二

次に執筆者は誰か。本書の成立を前記のように、室町時代中ごろ、長祿・寛正の間と考えれば、その時期に「細川氏」を名乗った人は少なくない。

ところで本書には、書札の宛名人として次の細川氏が挙げられ、

その人々にふさわしい脇付の語が併記されている。表にすれば次のとおりである。

| 役名 | 人名 | 脇付語 |
|---------|---------|-------|
| 御相伴衆 | 細川右京大夫 | 進覧候 |
| 国持衆 | 細川阿波守 | 進候 |
| ・ | 細川刑部少輔 | ・ |
| ・ (御供衆) | 細川兵部大輔 | ・ |
| ・ (番頭衆) | 細川淡路守 | (打付書) |
| ・ | 細川右馬頭入道 | 進之 |
| ・ | 細川下野入道 | ・ |
| ・ (御供衆) | 細川民部少輔 | ・ |
| 御供衆 | 細川九郎 | (打付書) |

以上によれば脇付語には進覧候・進候・進之の三種があるが、「進覧候」は最も敬意の厚い上位者に対する語、「進候」は敬意は中位で、同等の者に対する語、「進之」は敬意が最も低く、同等以下の者に対する語である。なお「打付書」はすべてこれらの脇付語を必要としないで、直接相手に宛てるもので敬意を表わす必要のない場合である。

これらの宛名人に付された脇付語の相違や有無によって、差出人の身分や格式が大体推定されるのであるが、これによって差出人の細川氏を考えると次のようになる。

一、脇付に「進覧候」と書くのは管領右京大夫家に差出す場合に限られるから、差出人は当然それより下位の家柄の細川氏である。

一、脇付に「進之」と書いて差出す場合の相手の細川氏、および「打付書」で済ませる細川氏よりは、差出人は上位の家柄の細川氏である。

一、差出人は、脇付に「進候」と書く細川氏とは同格の細川氏である。

これらの条件を充たす細川氏は、当然次のような家格の細川氏である。

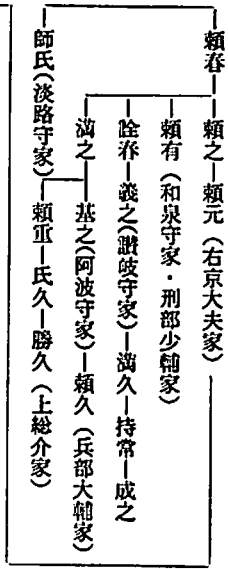
一、国持衆である。

二、国持衆の中でも、上位の細川阿波守・細川刑部少輔・細川兵部大輔と同列に置かれる細川氏である。

三、右の宛名に挙がっていない細川氏である。

室町時代に右京大夫細川勝元が管領となっていたころの細川氏一門ははなはだ多くの家系に分かれていた。「系譜」によれば次のようになる。

細川氏



この系譜によつてみれば、細川氏で因持衆は阿波守家・刑部家・兵部家・淡路守家・右馬頭家・下野守家・民部家・讃岐守家であるが、このうち本書で脇付語のつけられている家、つまり宛名書きのある家を削除すれば、残るところは讃岐守家のみである。したがつて本書の執筆者は当然細川讃岐守家ということになる。

なお本文の別の個所に次の記事がある。
 一、勝仙院 山巖慈雲院 讚州如此之類へは 謹上書候哉、
 この本文は、「書札の宛先が勝仙院や慈雲院などのような身分の

高い法縁の人の場合には、上所を謹上と書いてよろしきや」という質問である。この中で、同じ法縁でも「勝仙院」には「畠山殿」と敬称「殿」をつけているのに対し、「慈雲院」には敬称を付せず、単に「讚州」とのみ記しているのも、本書札抄が讚州すなわち細川讃岐守家の人の手に成ったことを示している。

讃岐守家が名家であったことは、大館常興が書いた「大館常興書札抄」に、当時三職に次ぐ人々として「吉良」「波川」「石橋」「山名」「一色」等とともに「細川讃岐守」「畠山修理大夫」を挙げているところからも察せられる。ちなみに右の讃岐守は具体的に誰を指しているのか。

前記「慈雲院」は「流史備要」「日本歴史大辞典」「大日本人名辞典」の説くように細川成之の法号である。統群書類従巻第百十四(系図部)の細川家系図に次のようにある。

細川久之 初号成之、生阿波国、嘗為持常之養子、領阿波讃岐兩國、寛正三年四月為管領、(中略) 永正八年辛未九月十二日卒、
 歳七十八、諱道空、道号大川、号慈雲院、
 すなわち細川成之は教祐の子で本家讃岐守家を継ぎ、勝元を助けたいに活躍した人である。おそらく本書はこの細川成之家用の書札礼であるのであろう。

ところでかように本書の成立を、長祿初年ころ細川讃岐守成之家の人の手になるものと想定すると、前記の記事がひっかかってくる。

一、勝仙院畠山兼慈雲院如斯之類へは謹上書候哉、

前記のように慈雲院は細川成之であるが、勝仙院は畠山氏の何人であるか。ほとんどの辞書類(流史備要・日本歴史大辞典・大日本人名辞典等)は畠山政長(宝隆寺殿)の子の畠山尚順をそれに当てている。尚順は文明七年の生まれ、のち明応二年父政長とともに河内に畠山義豊を討つが、細川政元等のために敗れて、父政長は戦死し、自分は逃れて紀伊に走り、その後戦争に明け暮れたが、永正十七年堺から淡路に移り、二年後の大永二年に死んでいる。しかし本書の成立を長祿初年とすれば、そのころ彼はまだ生まれていないことになる。もとより法鉢であるはずはない。彼が法鉢となったのはいつごろか明らかでないが、かりに四十才ころと仮定すれば、それは永正十二年ころとなり、前記の本書成立時代とは時間的にはるかの後になる。

この間のつじつまを合わせるには、どう考えればよいのだろうか。それは勝仙院が畠山尚順でなく、ほかならぬその父畠山政長の法

号であるとすればよい。しかもそれは根拠のない妄説ではないのである。なるほど前記のように、多くの辞書は政長は宝隆寺(大日本人名辞典は実隆寺)、尚順は勝仙院としているが、政長は尚順の父であり一時は管領に任せられた名家である。それにひきかえ尚順は官職も高くなく、父に従って行動し、はては淡路に客死したいわば不肖の子息である。かような人が院号を持ち、父の政長が寺号では理屈に合わない。はたしてここに注目すべき資料が一つある。それは「畠山系図(統群書類従巻第百十五)」である。これには明らかに政長を勝仙院とし、尚順については単に法名のみを記している。管領政長 左衛門尉、尾張守、従三位、号勝仙院、

尚順 尾張守、従五位下、法名ト山、

〔両畠山系図〕には尚順の下に「法名ト山号勝仙院竜源、又号徳陽」とあり、これが辞書類に転記されたのであろう。

以上にしたがって本書に見える勝仙院を政長とすれば、政長は嘉吉二年生まれであるから、永享六年生まれの細川成之とは僅か八才の歳下であり、ほぼ同時代に生きたといえることができる。

しかしそれでもなお疑問が残る。勝仙院を畠山政長の、慈雲院を細川成之の法号としても、彼等が法鉢となったのは中年過ぎであろう。したがって本書成立を前記のように長祿初年とすれば、両者ともいまだ二十歳前後の若年に当たっていて、法号と鈞合わないこ

とになる。

しかしこの疑問に対しては、比較的容易に妥当な解答が与えられる。それは本書の内容が最初から、全部を通して一本として書かれたものでなく、少なくとも三つの異なった部分を寄せ集めたものと思われるからである。すなわち冒頭の部分は主として上所・書止・脇付等の語について、書札の相手によって異なるべき書札礼を三十五項にわたって具体的に述べたもので、この中に前記の「勝仙院」「慈雲院」の項が含まれている。次の部分は「従細川殿諸家江書札被調練事」として、二十四項にわたり、仏家・公家および幕府の高官・役職を人名とともに掲げ、それらに対する上所・書止・脇付等を注したもので、その最後には「右此一条竜安寺代注進候、安富勘解左衛門尉元盛相伝之」と書かれていて、明らかにこの部分のみで完成している。上記本書成立について引用考証した幕府の「役職及び人名」はすべてこの中に含まれている。また最後の八項は「腰文封する事」「消息の端あけ候事」等、書札の体裁に関するものであって、これもまた別種の内容である。

以上三つの部分の中では、第二の部分が最も古く著わされ——これが長禄初年と思われる——、第一の部分がこれに次ぎ——第一の部分より二十数年遅れて、文明末年ころに成ったか——、さらに著作年代不明の第三の部分があつて、いずれも細川讃岐守家に残され

ていたものが、いつの程にか合冊されたのであろう。したがって本書の「成立」は、正しくは本文を三つに分けて結論づけねばならないのである。